

## 高山市移住コーディネーター飛騨高山暮らし案内人設置要綱

### (設置)

第1条 高山市に移住を希望する人が、安心して移住を決断し、移住後も地域に溶け込みながら楽しく安定した生活ができるよう、地域の文化や生活習慣を伝え、移住・定住に係る生活の不安や悩みに寄り添い、多様な移住・定住スタイルを支援するとともに、細やかな支援体制を整えるため、高山市移住コーディネーター飛騨高山暮らし案内人（以下「飛騨高山暮らし案内人」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 飛騨高山暮らし案内人は、地域住民や関係機関と必要に応じ連携しつつ、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 移住・定住に関する相談への対応及び相談内容に応じた情報を提供すること。
- (2) 移住・定住に関する相談への対応のため高山市内の現地案内を行うこと。
- (3) その他前2号に付帯する業務を行うこと。

2 飛騨高山暮らし案内人は、前項に規定する活動について、市の活動依頼により行うほか、自主的に行うことができる。

### (資格)

第3条 飛騨高山暮らし案内人は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 熱意を持って飛騨高山の暮らしの魅力等を伝え、移住希望者及び移住者とさまざまな関わりを持てる者
- (2) 移住希望者及び移住者の生活上の不安の解消と、地域に溶け込むため地域と移住者をつなぐ役割ができる者
- (3) 市内に住所を有する者

### (定数等)

第4条 飛騨高山暮らし案内人の定数は5人以内とし、公募により選出し、市長が委嘱する。

### (任期)

第5条 飛騨高山暮らし案内人の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、活動実績を踏まえ、再任を妨げない。

### (解任)

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、飛騨高山暮らし案内人が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 辞任の申し出があったとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 社会的信用を損なうおそれがある等、飛騨高山暮らし案内人としてふさわしくない行為

のあったとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、市長が飛騨高山暮らし案内人として適当でないと認めるとき。

(報告)

第7条 飛騨高山暮らし案内人は、第2条に規定する活動を行った場合は、活動内容を活動日より30日以内に市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 飛騨高山暮らし案内人の庶務は、飛騨高山プロモーション戦略部ブランド戦略課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、飛騨高山暮らし案内人に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第4条の規定による飛騨高山暮らし案内人の公募及び選出その他この要綱の施行に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。